

(日経 BP 知財 Awareness / 2016 年 3 月 15 日掲載)

## 中国司法改革の“探索者”、知的財産法院の設立と現状 設立 1 年で紛争処理は 1 万 5000 件超



洗理恵 (三好内外国特許事務所 弁理士)

中国の知的財産法院は、『中共中央 (\* 1) による改革の全面的深化における若干重大問題に関する規定 (\* 2)』を受け、『北京、上海、広州における知的財産法院の設立に関する決定 \* 3』(以下「決定」という)に基づいて、中央司法体制改革の重要施策の一環として設立された知的財産専門の裁判所である。

北京知識産権法院は 2014 年 11 月 6 日付、上海知的財産法院は 2014 年 12 月 29 日付、広州知的財産法院は 2014 年 12 月 16 日付で設立された。なお、北京知的財産法院、上海知的財産法院及び広州知的財産法院ともに中級人民法院 (\* 4) に相当する裁判所である。

### (1) 知的財産法院の設立の目的及び背景

知的財産法院の設立は、国家のイノベーションの実施及び発展戦略の駆動を推進し、知的財産の司法による保護をさらに強化し、権利者の合法的權益の司法による保護を確実にし、社会公共の利益を守ることを目的としている。

知的財産法院は、改革が全面的深化し、経済発展方式の転換が加速し、イノベーション型国家を構築する時期に入った段階に設立されたもので、知的財産権の運用と司法による保護の強化、技術創新 (イノベーション) の奨励のための仕組みの健全化、科学技術創新の法治環境の最適化という重要な使命を担っている (\* 5)。

知的財産法院は、司法改革の全面的深化の重要な一部であり、事実上中国司法改革の探索者及び先行者になっている。ある意味、知的財産法院の設立は、その意義が知的財産の保護という目的を超えて、その運営自体の効果が、中国における司法改革の今後の行方に直接的な影響を及ぼすものである (\* 6)。

知的財産法院の設立のもう 1 つの背景には、近年中国において知的財産に関する訴訟件数が急増しているという現状がある。2014 年に知的財産に関する訴訟件数は合計 116,243 件だった。その内訳は、民事事件の件数が 95,522 件、日本の審決取消訴訟に相当する行政事件が 9,918 件、刑事事件が 10,803 件だった (図 1)。



図1 ●中国における知的財産に関する訴訟件数の推移 (\* 7)

民事事件の内訳をみると、著作権に関する紛争が 62.3% (59,493 件)、商標権に関する紛争が 22.4% (21,362 件)、専利権 (特許、実用新案及び意匠を含む) に関する紛争 10.1% (9,648 件) となっている (図2)。

知的財産法院が設置された北京、上海、広州の 3 地域は経済及び技術発展のレベルが高く、技術創新 (イノベーション) が活発に行われており、イノベーションへの保護のニーズが高い。また、知的財産に関する事件、特に専利等技術関連の事件の件数が多く、より専門的な法院及び裁判官による審理の必要性が高いことから設置された (\* 8)。



図2 ●中国における知的財産に関する民事訴訟の一审の件数の推移 (\* 9)

## (2) 知的財産法院の管轄

北京、上海、広州に設立された知的財産法院は、それぞれ所在の直轄市および省の所定の知的財産事件について、地区を跨いで管轄し（決定第2条第1、3項）、専利、植物新品種、集積回路配置設計、技術秘密（\*10）など技術専門性の強い第一審の知的財産に関する民事及び行政事件が知的財産法院の専門管轄となる（決定第2条第1項）。具体的には、所在の市の管轄区域内における次の第一審の事件を管轄することになっている。

- (一) 専利（\*11）、植物新品種、集積回路配置設計、技術秘密、コンピュータソフトウェアに関する民事及び行政事件
- (二) 国務院の部門又は県級以上の地方人民政府による著作権、商標、反不正競争等の行政行為に対して提起された行政事件
- (三) 馳名商標の認定に関する民事事件（法積〔2014〕12号（\*12）第1条）。

北京、上海、広州での知的財産法院の設立に伴い、北京市、上海市の各中級人民法院および広州市中級人民法院は知的財産権に関する民事及び行政事件を受理しないことにした。また、広東省その他の中級人民法院、北京市、上海市、広東省の各基層法院は、専利、植物新品種、集積回路配置設計、技術秘密、コンピュータソフトウェアに関する民事及び行政事件および馳名商標の認定に関する民事事件をも受理しない（法積〔2014〕12号第3条）ことにした。

北京知的財産法院は、国務院行政部門の裁定または決定について不服の場合に提起した第一審の知的財産に関する権利付与・権利確認に関する行政訴訟事件（\*13）を管轄する（決定第2条第2項）。具体的には、次の第一審の行政事件を管轄する。

- (一) 国務院行政部門による専利、商標、植物新品種、集積回路配置設計などに関する知的財産権の権利授与、権利確認に関する裁定または決定に対して不服の場合
- (二) 国務院行政部門による専利、植物新品種、集積回路配置設計などの強制実施許諾および強制実施許諾による実施料または報酬に関する裁決に不服の場合
- (三) 国務院行政部門による知的財産権の権利授与、権利確認に関するその他の行政行為に不服の場合（法積〔2014〕12号第5条）。

知的財産法院は、それぞれ所在市の基層人民法院の第一審の著作権、商標などの知的財

産民事及び行政判決、裁定の上訴事件を扱う（決定第3条）。

知的財産法院による第一審判決、裁定に対する上訴事件は、知的財産法院の所在地の高級人民法院により審理する（決定第4条）。

### (3) 知的財産法院の現状および実績

北京、上海、広州において設立された知的財産法院の処理状況について、2015年9月9日に最高人民法院による記者会見が行われ、多くのデータが公表された（表1、表2、表3）。

	受理件数		受理件数小計	結審件数
	一審	二審		
北京知的財産法院	5,622	973	6,595	2,348
上海知的財産法院	612	440	1,052	409
広州知的財産法院	1,842	1,306	3,148	1,403
合計件数	8,076	2,719	10,795	4,160

表1 ●各知的財産法院設立後の紛争処理状況（\*14）（設立後約8カ月）

北京知的財産法院	一審受理件数		一審受理件数合計	二審受理件数
	民事	行政		
著作権	124	-	124	763
商標権	41	4,116	4,157	70
専利権	414	849	1,263	13
技術契約、反不正当競争等	78	-	78	127
合計件数	657	4,965	5,622	973

表2 ●北京知的財産法院の処理状況（\*15）

上海知的財産法院	受理件数	
著作権	571	54.30%
商標権	71	6.70%
専利権	320	30.40%
反不正競争	34	3.20%
技術契約等	54	5.10%
受理件数の合計	1,052	

**表 3 ●上海知的財産法院の処理状況 (\* 1 6)**

広州知的財産法院では、受理件数が 3,148 件で、そのうち、一審 1,842 件、二審 1,306 件で、受理件数のうち専利権が 1,676 件も含まれている (\* 1 7)。

上記のデータからわかるように、上記 3 つの知的財産法院設立の約 8 カ月後に、受理件数の合計が 8,076 件にも達している。

北京知的財産法院では、4,965 件の審決取消訴訟を受理している。上海知的財産法院の受理した訴訟事件では、著作権に関する紛争が 54.3%に達し、専利権に関する紛争 (30.4%) を足すと、84.7%に達している。広州知的財産法院において受理した訴訟事件のうち、53.2%が専利権に関する紛争である。なお、北京知的財産法院の一審の民事事件の受理件数 5,622 件のうち、渉外事件、香港、マカオおよび台湾関連の事件が 39.4%を占めている。

さらに、設立の 1 年後にも各知的財産法院の処理件数が公表されている (表 4)。3 つの知的財産法院での合計受理件数は 15,506 件に達し、結審件数が 8,019 件を達している。

	受理件数	結審件数
北京知的財産法院 (* 1 8)	7,918	3,250
上海知的財産法院 (* 1 9)	2,976	2,156
広州知的財産法院 (* 2 0)	4,612	2,613
合 計	15,506	8,019

**表 4 ●各知的財産法院の紛争処理状況 (設立後約 1 年)**

知的財産に関する専門裁判所である北京知的財産法院、上海知的財産法院および広州知的財産法院の設立は、裁判基準の統一、裁判品質の向上および訴訟効率の向上に有利であり、今後も知的財産の司法による保護が強化されていくことが期待される。

\* 1 : 「中共中央」は「中国共産党中央委員会」の略である。

\* 2 : [http://news.xinhuanet.com/politics/2013-11/15/c\\_118164235.htm](http://news.xinhuanet.com/politics/2013-11/15/c_118164235.htm)

訪問年月日：2016年3月4日

『中共中央による改革の全面的深化における若干重大問題に関する規定』は2013年11月12日付中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議で採択されたもので、『中共中央による改革の全面的深化における若干重大問題に関する規定』において、「知的財産の運用と保護を強化し、技術のイノベーション激励の仕組みを健全化し、知的財産法院の創設を探索する」ことが決定されている。

\* 3 : [http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2014-09/01/content\\_1877042.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2014-09/01/content_1877042.htm)

訪問年月日：2016年3月4日

『北京、上海、広州における知的財産法院の設立に関する決定』は2014年8月

31

日付第12期全人代常務委員会第10回会議で可決された。

\* 4 : 中国における「中級人民法院」は、日本の地方裁判所に相当する裁判所である。

\* 5 : [http://www.sipo.gov.cn/mtjj/2014/201411/t20141113\\_1031127.html](http://www.sipo.gov.cn/mtjj/2014/201411/t20141113_1031127.html)

訪問年月日：2016年3月10日

\* 6 : [http://www.sipo.gov.cn/mtjj/2014/201411/t20141113\\_1031127.html](http://www.sipo.gov.cn/mtjj/2014/201411/t20141113_1031127.html)

訪問年月日：2016年3月10日

\* 7 : 各年度の司法白書である『中国知的財産権の司法による保護』において公表された

データから集計した。2014年のデータは次のサイトから入手した。

[http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=371329](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=371329)

訪問年月日：2016年3月10日

\* 8 : [http://www.sipo.gov.cn/mtjj/2014/201411/t20141113\\_1031127.html](http://www.sipo.gov.cn/mtjj/2014/201411/t20141113_1031127.html)

訪問年月日：2016年3月10日

\* 9 : 各年度の司法白書である『中国知的財産権の司法による保護』において公表された

データから集計した。2014年のデータは次のサイトから入手した。

[http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=371329](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=371329)

\* 10 : 日本の「ノウハウ」に相当する。

\* 11 : 中国における「専利」には、発明専利、実用新案専利及び意匠専利が含まれてい

る。

\*12： 最高人民法院による『北京、上海、広州知的財産法院の事件管轄に関する規定』  
法

釈〔2014〕12号である。

\*13： 日本の「審決取消訴訟」に相当する。

\*14： 最高人民法院の公式サイト

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-15366.html>

訪問年月日：2016年3月11日

『最高人民法院知的財産庭副院長王闢による知的財産法院設立と運営状況の発表』  
等により公表されたデータから集計した。

\*15： 最高人民法院の公式サイト

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-15366.html>

訪問年月日：2016年3月11日

『北京知的財産法院院長宿遷による北京知的財産法院の運営状況の発表』により

公

表されたデータから集計した。

\*16： 最高人民法院の公式サイト

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-15366.html>

訪問年月日：2016年3月11日

『上海知的財産法院院長吳偕林による知的財産法院の運営状況の発表』により公

表

されたデータから集計した。

\*17： [http://www.ce.cn/xwzx/gnsz/gdxw/201511/09/t20151109\\_6953284.shtml](http://www.ce.cn/xwzx/gnsz/gdxw/201511/09/t20151109_6953284.shtml)

訪問年月日：2016年3月4日

中国経済網より2015年11月9日付公表されたデータである。

\*18： [http://www.ce.cn/xwzx/gnsz/gdxw/201511/09/t20151109\\_6953284.shtml](http://www.ce.cn/xwzx/gnsz/gdxw/201511/09/t20151109_6953284.shtml)

訪問年月日：2016年3月4日

中国経済網より2015年11月9日付公表されたデータである。

\*19： <http://www.chinanews.com/df/2015/12-28/7691287.shtml>

訪問年月日：2016年3月11日

中国新聞網より公表されたデータ。

\*20： [http://www.gd.gov.cn/govpub/rdzt/jkkjcx/zxdt/201512/t20151209\\_222091.htm](http://www.gd.gov.cn/govpub/rdzt/jkkjcx/zxdt/201512/t20151209_222091.htm)

訪問年月日：2016年3月4日

広東省人民政府の公式サイトにより2015年12月9日付公表されたデータである。

洗理恵（三好内外国特許事務所 弁理士）

東京大学大学院農学生命科学研究科修了。2003年弁理士登録。

化粧品メーカーの研究所にて化粧品の研究開発、化学メーカーの知財部門、電機メーカーの知財部門を経て、2015年より現職。東京理科大学専門職大学院 非常勤講師（中国知財実務担当）。